

第三者評価結果の公表事項（児童養護施設）

第三者評価機関名

一般社団法人 熊本県社会福祉士会 福祉サービスの第三者評価事業

施設名等

名 称：	熊本天使園
種 別：	児童養護施設
施設長氏名：	平野 スエ子
定 員：	67名
所 在 地：	熊本県合志市須屋2986-1
T E L：	096-242-0420

実施調査日

平成26年10月1日（水）～平成27年3月9日（月）

総評

特に評価が高い点

特に評価が高い点

自然豊かな環境のもと良質な養育・支援が行われています。敷地は広大で手入れが行き届いており、その敷地内での野菜の収穫体験や収穫した野菜を使っての保存食や郷土料理等の講習会の開催、また外部の幼稚園などへの園庭の地域開放が行われています。なお、養育の地域分散化と単位の小規模化にも取り組み、より家庭に近い状況の中での養育・支援が実践されています。

職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修（3年目職員）、コモンセンスペアレンティング研修（全職員対象）を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されています。また県社会福祉協議会養護施設協議会主催の職種毎の専門研修会への参加、さらに施設職員一人ひとりが年間テーマを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ報告をし、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できます。

小・中学校との積極的な連携が実践されています。年2回、学校において定期連絡会及び施設に関する諸状況についての説明会が実施されています。また、4月頃の家庭訪問には先生方がグループで施設訪問をされ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。なお、毎週木曜日の夕刻には施設において学習会が開催され、小・中学校の教師約20名が来園され、ボランティアで子どもたちへの学習指導や学校での生活の情報交換も行われています。

養育支援における業務を漏れのないように遂行していくために各種委員会が設置され、職員の責任と役割分担、そしてチェック機能が明確にされています。併せてスーパービジョンと研修が重層的に提供され、組織だった運営が実現しています。

子どもたちの自治会活動が活発に行われています。ホームごとまた、学年で3区分に分けられ、月間目標が立てられ、子どもたちの主体性を大切にしながら、職員と共に振り返りの機会が持たれています。

食育への取り組みが充実しています。食育年間計画をもとに月ごとの食育目標が決まられ、その内容もバラエティに富んでいます。またリーピングケアについても、その計画の中に盛り込まれており、効果的な支援につながっています。

改善が求められる点

人事考課は行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組織の活性化のためにも、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入が望まれます。

支援についてのマニュアル類の整備が進んでいますが、施設の課題の具体的な解決へのプロセス、社会資源の活用方法なども含めて、より内容を精査していくことが求められています。さらに職員への周知、定着を図るためには、文字ベースの内容から図式によるフローチャート化など、視認性を高めていくような工夫が望まれます。

被措置児童虐待については、就業規則や管理運営規定に明記しており、日常的に職員会議等を通じて職員への周知、啓発がなされているものの具体的なマニュアルが未整備です。課題を抱えた子どもも多く、小規模化により一人勤務が常態化している現状もあり、支援場面のリスクは自ずと高くなります。併せて個々の職員の力量に左右される傾向は否定できませんので、早急な整備が望まれます。

第三者評価結果に対する施設のコメント

この度、第三者評価を受審することで、3年前に受審した結果と比較し、改善した点と改善が不十分な点、また、新たに改善が必要な点を再認識することができました。近年、職員の資質向上に意識的に努めてきたことが、体系的、計画的に実施されていると評価されたことは大変嬉しく思います。評価結果を受けて、職員の更なるモチベーションアップに期待できていると感じています。一方で、職員の評価と児童のアンケート結果にギャップが生じている項目も幾つか見られたことについては、真摯に受け止める必要があると強く感じています。マニュアル化や支援の標準化、職員のスキル向上は評価のためにあるものではなく、児童に安心して安全な生活環境を提供するためのものであることを意識して、今後も業務改善に努めていきたいと思えます。

職員の子どもへの関わりや思いと、受ける子どもたちの思いに隔たりがあることを感じ、子ども話を丁寧に聴き、そして、丁寧に説明していく必要性を感じました。

食育への取り組みなどに高い評価をいただき、これからも子どもたちの為により良いものを計画していこうと意欲が湧いてきました。

各種研修会や委員会活動等、日頃こつこつと取り組んでいる点が評価につながったと思います。目的は評価ではありませんが、自分たちの取り組みが正当に評価されると、今後さらに工夫して子どもたちが過ごしやすい施設にしていこうという意欲が高まります。

第三者評価結果（別紙）

（別紙）

第三者評価結果（児童養護施設）

1 養育・支援

(1) 養育・支援の基本	第三者 評価結果
子どもの存在そのものを認め、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止め、子どもを理解している。	b
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	b
子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切に、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	b
発達段階に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
秩序ある生活を通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

施設小規模化の計画が進んでおり、次年度には全ユニットが実現する計画となっています。日課についても緩やかに弾力を持って運用されており、強制感を子どもたちが抱かないような工夫がなされています。併せて個別的、かつきめ細かな支援が可能となり、子どもたちの基本的欲求の充足が可能となっています。

基本的な養育支援については自立支援計画書に反映され、定期的な見直しと、個別課題についてはケース検討会が開催されています。状況に応じて外部の機関、専門家にも参加を呼びかけがされています。

ホーム会を通して、または小、中、高で自治会が組織され、園の暮らしについて振り返る機会がもたれ、その中で日課や決まりごとについて話し合うなど、子どもの主体性を尊重した自治活動が積極的に進められています。

ボランティアが有効に活用されています。地元の小中学校から、週に1回、子どもたちの学習指導にいられていることをはじめとして、地域の習い事や塾にも通わせる機会がつけられ、子どもたちの学力向上や社会性の涵養にも活かされています。

職員による子どもたちへの支援内容の振り返りは、園内の事例検討会などを通して機会が持たれており、併せて自己評価をもとに行われる施設長との面接を通して、その機会が提供されています。

幼児の保育については、園内保育室を設置。担当が配置され計画的に営まれています。支援の広がりを目指すために、合志市社協が開催している「子育てサロン」に参加することもあり、効果的に運用されています。

施設のルールや約束ごとの理解については、子どもたちのアンケート結果によると十分とは言えない状況にありますので、その伝え方については、さらなる工夫が望まれます。

(2) 食生活	第三者 評価結果
食事は、団らんの場でもあり、おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。	a
子どもの嗜好や健康状態に配慮した食事を提供している。	a
子どもの発達段階に応じて食習慣を身につけることができるよう食育を推進している。	b

(3) 衣生活	第三者 評価結果
衣服は清潔で、体に合い、季節に合ったものを提供している。	a
子どもの衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a

(4) 住生活	第三者 評価結果
居室等施設全体がきれいに整美されている。	b
子ども一人一人の居場所が確保され、安全、安心を感じる場所となるようにしている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

緑が多く広い敷地に恵まれ、子どもたちの居住空間も本体施設の定員減少に伴い、ゆとりのある広さが提供され、個室化も着実に進んでいます。

食事形態については、従来の食堂での集団での食事とホームごとの食事を状況に応じて使い分けています。双方のメリットが活かされ、この方法についての子どもたちの満足度は高いようです。園内の菜園で作られた食材が並ぶこともあり、バラエティーに富んだ食事が提供されています。

子どもたちの暮らしについては、年間の園全体のスローガンが掲げられ、さらには月ごとに子どもたちの生活目標や食育目標が定められており、子どもたちのホーム会、自治会を通して振り返りや見直しが行われています。

食育に重点が置かれており、栄養士の指導で小・中・高のそれぞれに調理実習が開催されており、併せてリビングケアの一つとして、就職自立を目指す子どもたちの訓練の機会がもたれています。

環境整備にも力が入られています。専任の職員が採用され、園内全体の環境整備や営繕を担っています。また樹木の剪定等はシルバー人材センターの実習の場として活用されており社会資源の有効な活用がなされています。子どもたちにも月に一度の環境美化の日が定められ意識の向上が図られています。

養育単位の小規模化が進み、子どもたちの居室は間取りも広く、きちんと整理され、機能的に組み立てられています。少々殺風景な印象が感じられます。

(5) 健康と安全	第三者 評価結果
発達段階に応じ、身体の健康(清潔、病気、事故等)について自己管理ができるよう支援している。	a
医療機関と連携して一人一人の子どもに対する心身の健康を管理するとともに、異常がある場合は適切に対応している。	a

(6) 性に関する教育	
子どもの年齢・発達段階に応じて、異性を尊重し思いやりの心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>子どもの発達段階に応じてできるだけ自己管理ができるようにと、具体的な課題が明記されており支援の標準化が進められています。</p> <p>安全管理委員会が設けられ、子どもたちが安全、安心な環境で暮らしが営めるように、定期的な園内の点検が行われています。修理や整備は迅速に対応することを目標にされています。</p> <p>性教育委員会の年間計画に基づき、性教育が進められています。当園は県内の児童養護施設の中でも早い時期に取り組みを始め、職員も研修を重ねています。留意すべきは、様々な課題を抱えた子どもたちに、日常生活場面でのどのように伝えていくのか具体的な課題設定と職員間の役割分担が必要と思われることです。</p> <p>発生などの緊急時対応や感染症に対するマニュアルは現在整備中とのことです。緊急時の対応については視認性に富んだフローチャート化が効果的です。</p> <p>医療機関と関わりのある子どもが増えていることから、看護師の配置について検討に入る段階にきているかと思われます。</p> <p>CAPプログラムの導入についても検討中とのことです。</p>	

(7) 自己領域の確保	第三者 評価結果
でき得る限り他児との共有の物をなくし、個人所有とするようにしている。	a
成長の記録(アルバム)が整理され、成長の過程を振り返ることができるようにしている。	b
(8) 主体性、自律性を尊重した日常生活	
日常生活のあり方について、子ども自身が自分たちの問題として主体的に考えるよう支援している	b
主体的に余暇を過ごすことができるよう支援している。	a
子どもの発達段階に応じて、金銭の管理や使い方など経済観念が身につくよう支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>養育単位の小規模化の進行にともない、より家庭に近い養育が展開されようとしています。個別化と自己領域の確保についても、きめ細かいアセスメントがなされ、個別支援計画に位置づけられると同時に、日々の生活支援の中で、強制感を抱くことなく自然に展開されている印象を受けます。</p> <p>ライフストーリーワークについても、園の重要な支援課題として取り組まれています。性教育と同様に、関わる職員と子どもたちのラポール形成がより重要になると考えられます。それぞれの子どもたちのアルバムの整理については、職員個人レベルの対応ではなくシステムとして考える必要がありそうです。</p> <p>余暇の過ごし方については、子どもの自発性に任されています。本来的には子ども自身が決めるべき事柄ですが、社会経験の少ない子どもたちについては、職員側からの一定の枠組みの提供や助言が必要かと思われます。</p> <p>中学生が希望により学習塾に通っており、小学生では、児童手当を活用して一般のダンス教室や水泳教室に通っている者もあり、子どもたちの活動の広がりがみられます。</p> <p>児童養護施設の入所児童の経済観念の弱さは指摘されるところですが、小規模化にあわせて、一般の家庭で行われているような、経済的、文化的営みなどの経験を増やしていくことが必要かと思われます。特に地域小規模児童養護施設は地域社会との接点の役割も期待され、ボランティアとの連携も有効かと考えられます。</p> <p>希望する高校生に対する携帯電話の所有が認められており、所有条件についても児童への説明が予めなされています。携帯電話の持つ様々なリスクについても携帯電話会社から講師を招いて説明を聞くこ</p>	

(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者 評価結果
学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	b
「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
職場実習や職場体験等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

養育単位の小規模化により静かな学習環境が提供されています。かねてより週一度小学校、中学校の教員が子どもたちの学習指導に來られており、学習指導とともに子どもについての理解や情報共有に効果が出ています。

子どもたちの希望に添い、地域の学習塾や習い事に子どもたちが参加をしています。

進路の自己決定には、子どもたちの意向を大切にしながら、できる限り高校進学が達成できるよう施設全体で努力がなされ、実際の支援にも効果が見られています。支援学校に通う子どもも増えていることから、卒業後の進路も見通した支援が望まれます。

中卒児、高校中退児への支援は厳しい現状がありますが、可能な限り措置の継続を続けていくことを原則とされています。

進路の幅を広げるために、高校生には危険物取扱者等の資格取得を積極的に奨励しています。

高卒後の進学の実績は過去にはあったものの、現在はないとのことですが、今後もニーズが生ずる可能性があります。施設独自の取り組みとして育成基金が設置されており、適切に運用されています。また、進学については、奨学金の提供される大学等の利用なども選択肢として提示されています。

就労を目指す子どもたちの社会性の拡大のために職場体験実習やアルバイト等の就労体験を積めるように支援をされています。独自の試みとして、同法人の障害者支援施設での職場体験が行われています。

進路保障についても、インケアからリーピングケア、アフターケアを連続的に展開するための自立支援のマニュアル作成が望まれます。

(10) 行動上の問題及び問題状況への対応	第三者 評価結果
子どもが暴力・不適応行動などの問題行動をとった場合に、行動上の問題及び問題状況に適切に対応している。	b
施設内で子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
虐待を受けた子ども等、保護者からの強引な引き取りの可能性がある場合、施設内で安全が確保されるよう努めている。	a

(11) 心理的ケア	第三者 評価結果
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

子どもの暴力などに対する支援として「不良行為対応マニュアル」が準備され、その際の手順を明確にするとともに、職員の意識を高める支援が続けられています。

子どもの家庭復帰については関係機関と連携し、関係職員による十分なアセスメントがなされ、自立支援計画書に基づいて計画的に行われています。復帰後も定期的な連絡がされており、情報収集に努めるとともに保護者への具体的な助言もなされています。

常勤で心理職を配置し、支援記録などの提出の確認、チェックの役割があり、ケース検討会議や職員会議でのスーパーバイザーの役割があります。ケース検討会議では、外部スーパーバイザーを導入し支援の充実を図ろうとされています。

児童のアンケートを見ると少なからず、施設の運営に不満を抱えている児童がいることが指摘されます。しかしながら、状況を伺うに、一部の子どもたちの荒れが全体に強い影響を与えていた時期と重なっていたようであり、職員の努力によって現在は改善しているとのことでした。引き続き児童の意見聴取や支援の厚みを増すような工夫が必要であると考えられます。

(12) 養育の継続性とアフターケア	第三者 評価結果
措置変更又は受入れに当たり継続性に配慮した対応を行っている。	b
家庭引き取りに当たって、子どもが家庭で安定した生活を送ることができるよう家庭復帰後の支援を行っている。	b
できる限り公平な社会へのスタートが切れるように、措置継続や措置延長を積極的に利用して継続して支援している。	a
子どもが安定した社会生活を送ることができるよう退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

児童養護の現状を察するに、措置変更や再入所については、ケースそのものが抱える課題に限界性があることも理解できます。しかしながら、施設の持つ専門的機能を最大限に活用しながら対応が図られていることが窺われます。

18歳に満たない児童で継続支援の必要のあるものについては、必要に応じ施設再措置の対応が図られています。

自立を目指す子どもたちのリービングケアについては、自立訓練の実施も含め、十分とは言い切れませんが計画的に運用されています。

家庭復帰をする児童への支援も標準化が進められています。事前にケースカンファレンスが開催されており、復帰後は児童相談所と連携を取り、家庭支援専門相談員とケース担当者で、電話連絡や定期的な訪問によって状況把握がなされています。

アフターケアについては、その児童の状況に応じた対応がなされています。一方、職員評価には、不十分であるという意見もあります。経験の長い職員の対応に委ねられる傾向がありますが、施設のシステムとしての位置づけが必要です。職員も入れ替わっていきますので記録についても整備していく必要があるかと思えます。

2 家族への支援

(1) 家族とのつながり	第三者 評価結果
児童相談所や家族の住む市町村と連携し、子どもと家族との関係調整を図ったり、家族からの相談に応じる体制づくりを行っている。	a
子どもと家族の関係づくりのために、面会、外出、一時帰宅などを積極的に行っている。	a
(2) 家族に対する支援	
親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>家族支援については、管理運営規程にも明確に位置づけられています。マニュアルによる業務の標準化が図られ、また中心を担う家庭支援専門相談員の責任と役割が明確化され、子どもたちの自立支援計画にも反映されています。ケースに応じて児童相談所や関係機関、施設の担当者とも連携が図られ、実効的な支援が展開されています。</p> <p>入所時対応のマニュアルが準備され、保護者への説明と同意についてきめ細かな対応が行われています。入所後も必要に応じ家庭訪問が実施され、保護者の状況把握と信頼関係構築への努力が窺われます。子どもの家庭復帰が実現されるためには、保護者の就労や金銭管理、生活技術の向上が課題です。日常的に職員が保護者の相談に応じるとともに、必要に応じて家庭訪問を実施しています。</p> <p>園内に多目的に利用できる部屋があり、必要に応じて保護者の宿泊等のニーズに対しても便宜が図られています。</p> <p>保護者や家族支援については、現状の児童養護施設の持つ機能では不十分であることは明白です。他機関との連携や資源開拓などを図り、ソーシャルワーク的なアプローチの実践が必要と考えられます。</p>	

3 自立支援計画、記録

(1) アセスメントの実施と自立支援計画の策定	第三者 評価結果
子どもの心身の状況や、生活状況を把握するため、手順を定めてアセスメントを行い、子どもの個々の課題を具体的に明示している。	a
アセスメントに基づいて子ども一人一人の自立支援計画を策定するための体制を確立し、実際に機能させている。	a
自立支援計画について、定期的実施状況の振り返りや評価と計画の見直しを行う手順を施設として定め、実施している。	a
(2) 子どもの養育・支援に関する適切な記録	
子ども一人一人の養育・支援の実施状況を適切に記録している。	a
子どもや保護者等に関する記録の管理について、規程を定めるなど管理体制を確立し、適切に管理を行っている。	b
子どもや保護者等の状況等に関する情報を職員が共有するための具体的な取組を行っている。	a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

子どもの支援については、基幹的職員と担当職員、心理職、個別対応職員、家庭支援専門相談員を軸に詳細なアセスメントが行われ、必要に応じて児童相談所や外部のスーパービジョンを導入するなど原則的、効果的な運用がなされています。

自立支援計画策定については、年度当初に全職員で取り組まれており、さまざまな視点の導入と共有化が図られています。

子どもの養育・支援に関する記録については、書式が整備され、個々の自立支援計画に基づききめ細かく記述されています。また、子どもたちのストレングスに配慮した記述も取り入れられており、支援を効果的に展開するための努力がうかがわれます。

記録管理の責任者を心理職が担っています。子どもたちの日々の営みを共有できることから、心理職の業務の幅が広がり、効果的支援に役立っています。

日々の業務日誌、児童の育成記録、書式などについては、パソコンを導入しての情報の管理、職員間の共有化が図られています。しかしながら、情報管理については、子どもや保護者の情報など守秘義務に触れる内容もあることから、情報漏えいやウィルス感染防止などを含めた情報管理規定の策定が必要かと思われます。

4 権利擁護

(1) 子どもの尊重と最善の利益の考慮	第三者 評価結果
子どもを尊重した養育・支援についての基本姿勢を明示し、施設内で共通の理解を持つための取組を行っている。	a
社会的養護が子どもの最善の利益を目指して行われることを職員が共通して理解し、日々の養育・支援において実践している。	a
子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族の状況について、子どもに適切に知らせている。	b
子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、職員に周知するための取組を行っている。	b
子どもや保護者の思想や信教の自由を保障している。	a

(2) 子どもの意向への配慮

子どもの意向を把握する具体的な仕組みを整備し、その結果を踏まえて、養育・支援の内容の改善に向けた取組を行っている。	b
職員と子どもが共生の意識を持ち、子どもの意向を尊重しながら生活全般について共に考え、生活改善に向けて積極的に取り組む。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

施設の理念や基本方針に権利擁護について明記しており、職員も十分に自覚しながら日々の支援が展開されている様子がうかがわれます。

養育単位の小規模化が進められ、個別的な対応が可能となる反面、一人勤務が増え、その職員の力量に左右されてしまうというジレンマも垣間見られます。マニュアルによる標準化も進みつつありますが、やはり職員と子どもたちとの人間関係のありように左右されてしまいます。職員の自己評価と子どもたちのアンケートとの落差については、検証が必要と思われます。

ホーム単位や年齢ごとで区分した自治活動が営まれており、子どもの意向の把握に努めるとともに、子どもたちの日課や日々の生活全般について話し合う機会が設けられています。

子どもの発達に応じて、子ども自身の出生や生い立ち、家族状況の伝達について、職員がデリケートな課題であることを認識しつつ、ライフストーリーワーク等の研修を積みながら、支援技術の向上に努めています。

入所時の子どもや保護者に対する配慮がマニュアル化されており、資料を準備し、丁寧な説明が行われています。あわせて、事前の調査を通して、ウェルカムメニューが準備されています。

施設の地域分散化の流れの中で地域小規模児童養護施設が2ヶ所設置されています。それらの独自性は大切にしつつも、新しい試みだけに本体施設との情報共有や連携は不可欠です。担当職員を「孤立しない、させない」システム作りが望まれます。

(3) 入所時の説明等

入所時の説明等	第三者 評価結果
子どもや保護者等に対して、養育・支援の内容を正しく理解できるような工夫を行い、情報の提供を行っている。	b

	入所時に、施設で定めた様式に基づき養育・支援の内容や施設での約束ごとについて子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	b
	子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、そこから分離されることに伴う不安を理解し受けとめ、不安の解消を図っている。	b
(4) 権利についての説明		
	子どもに対し、権利について正しく理解できるよう、わかりやすく説明している。	b
(5) 子どもが意見や苦情を述べやすい環境		
	子どもが相談したり意見を述べたりしたい時に相談方法や相談相手を選択できる環境を整備し、子どもに伝えるための取組を行っている。	b
	苦情解決の仕組みを確立し、子どもや保護者等に周知する取組を行うとともに、苦情解決の仕組みを機能させている。	b
	子ども等からの意見や苦情等に対する対応マニュアルを整備し、迅速に対応している。	b
(6) 被措置児童等虐待対応		
	いかなる場合においても体罰や子どもの人格を辱めるような行為を行わないよう徹底している。	a
	子どもに対する暴力、言葉による脅かし等の不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	a
	被措置児童等虐待の届出・通告に対する対応を整備し、迅速かつ誠実に対応している。	b
(7) 他者の尊重		
	様々な生活体験や多くの人たちとのふれあいを通して、他者への心づかいや他者の立場に配慮する心が育まれるよう支援している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

子どもたちへの権利の説明は難しいというのが実情かと思えます。子どもたち自身が大切にしてみてもらった経験が少なく、肯定感が乏しいことは理解できます。日々の支援の中で個別的に、また定期的に全体の場などを通して伝えていく必要があります。伝え方については、研究の余地は十分にあるかと思われま

す。保護者への意向確認など、周知が十分でないということも、職員たちも自覚していますが、実際の運用となると保護者のワーカビリティが低く、難しいところがあります。保護者の同意を取りながらの丁寧な対応が求められます。

被措置児童虐待については、就業規則や管理運営規定に明記しており、日常的に職員会議等を通じて職員への周知、啓発がなされているものの具体的なマニュアルが未整備です。課題を抱えた子どもも多く、支援場面でのリスクは高くなりがちです。小規模化により一人勤務が常態化している現状もあり、個々の職員の力量に左右される傾向は否定できませんので、早急な整備が望まれます。

苦情解決のしくみや第三者委員の役割と機能について職員間に周知されているようですが、マニュアルが未整備です。子どもたちのアンケートからみると、その存在への理解が弱いように感じます。園の行事や会議の場への参加、子どもたちの食事に同席しながら、子どもたちがその存在を身近に感じ、気軽にアクセスできるようなシステム作りが必要かと思われま

5 事故防止と安全対策

	第三者 評価結果
事故、感染症の発生時など緊急時の子どもの安全確保のために、組織として体制を整備し、機能させている。	a
災害時に対する子どもの安全確保のための取組を行っている。	a
子どもの安全を脅かす事例を組織として収集し、要因分析と対応策の検討を行い、子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実施している。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

施設での事故や感染症の発生等への対応については、「園内安全管理規約」「運営管理規程」を整備するとともに、安全管理委員会を設置し、委員に任命された5名の職員を中心に対応が行われています。具体的な対応としては、「事件・事故対応マニュアル」「不審者対応マニュアル」「地震対応マニュアル」「火災対応マニュアル」「竜巻・雷発生時対応マニュアル」「風水害(台風)対応マニュアル」「感染症・食中毒発生マニュアル」「給食衛生管理マニュアル」で決められたフローチャートにより対応しています。

施設への不審者の侵入に対しても上記マニュアルによる対応が決められています。また不審者の侵入を想定した実地訓練も全職員参加により警察の協力のもとに実施され、職員の対応についての共通認識が図られています。なお、施設敷地が広大であるため、常時、敷地の手入れをする非常勤職員の雇入れや13台の防犯カメラを設置し安全管理に努めています。

災害時の対応については、毎月の防火避難訓練等が実施され、子どもの安全確保に努めていますが、地元自治会や消防団との連携が行われていません。地域の自治会や消防団との定期的な交流会等を実施することにより、施設での災害の発生時に身近にいる地域住民や関係者の必要な協力が得られる体制の構築が望まれます。

子どもの事故やヒヤリハット事例については、「園内安全管理規約」により、その都度、事故報告書及びヒヤリハット報告書を施設長に提出させ、対応を協議する体制になっています。ただ収集した事例の分析・評価が十分とは言えません。その要因や再発防止策等について職員会議等で検討し、職員間での共有化を図ることが望まれます。

6 関係機関連携・地域支援

(1) 関係機関等の連携	第三者 評価結果
施設の役割や機能を達成するために必要となる社会資源を明確にし、児童相談所など関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に明示し、その情報を職員間で共有している。	b
児童相談所等の関係機関等との連携を適切に行い、定期的な連携の機会を確保し、具体的な取組や事例検討を行っている。	b
幼稚園、小・中学校、高等学校、特別支援学校など子どもが通う学校と連携を密にしている。	a
(2) 地域との交流	
子どもと地域との交流を大切に、交流を広げるための地域への働きかけを行っている。	b
施設が有する機能を地域に開放・提供する取組を積極的に行っている。	b

ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし、受入れについての体制を整備している。	b
(3) 地域支援	
地域の具体的な福祉ニーズを把握するための取組を積極的に行っている。	b
地域の福祉ニーズに基づき、施設の機能を活かして地域の子育てを支援する事業や活動を行っている。	b
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>児童相談所や学校との積極的な連携が実践されています。各児童相談所とは定期的な訪問などにより、特に密に子どもや家族の情報を相互に提供し、その共有化に努めています。</p> <p>小・中学校との連携については、年2回学校において定期連絡会及び施設に関する諸状況についての説明会が実施されています。また、4月頃の家訪問には先生方がグループで施設訪問をされ、施設に関する理解を深めて貰うとともに、子どもの生活状況や課題が共有されています。なお、毎週木曜日の夕刻には施設において学習会が開催され、小・中学校の教師約20名が来園され、ボランティアで子ども達への学習指導や学校での生活の情報交換も行われています。</p> <p>地域との交流については、地域交流棟が廃止されたことにより、やや後退したように感じられます。ただ、施設敷地に近隣の幼稚園児等の遠足への開放、昆虫採集のための開放、シルバー人材センターの植木剪定事業への会場提供、施設職員研修会への地域住民の参加などは評価できるものと認められます。ただ、子どもと地域の人々との良好な関係作りのためには、施設職員の町内会や地域の諸団体等への参加や「施設を支える会」などの組織化による地域住民の施設の理解に繋がる取り組みが検討されることを望みます。</p> <p>ボランティアの受入れについては、担当窓口を決め受け入れが行われていますが、受け入れマニュアルが「実習生・ボランティア受け入れマニュアル」となっており、ボランティアの受け入れに対する基本的な考え方や手順が不明確となっていますので、その改善が望まれます。</p> <p>地域支援については、現在、施設主体の子育てサロンを実施すべく社会福祉協議会が実施しているサロンへ職員が参加し、その実施についての検討がなされています。なお、平成25年度においては、里親サロンを実施しています。今後は、民生児童委員会や自治会などの意見を聴取する機会を設けたり、アンケート等を徴することにより新たな福祉ニーズを把握し対応することも望まれます。なお、施設心理職については、合志市の小学校の心理相談員や菊池郡市の学校保健委員会の心の健康アドバイザーとして地域への貢献をしています。</p>	

7 職員の資質向上

	第三者 評価結果
組織として職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	a
職員一人一人について、基本姿勢に沿った教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a
定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行い、次の研修計画に反映させている。	a
スーパービジョンの体制を確立し、施設全体として職員一人一人の援助技術の向上を支援している。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員の資質向上のための研修等が体系的・計画的に実施されています。職員個々の状況に応じ、法人では新任、中堅、幹部、会計職員と区分され年1回研修が実施され、施設においても新任職員、2年目職員、心のケア研修(3年目職員)、コモンセンスペアレンティング(CSP)研修(全職員対象)を通年で実施し、養育支援のスキル向上のための研修が実施されています。また、熊本県社会福祉協議会養護施設協議会主催の職種毎の専門研修会への参加、さらに施設職員一人ひとりが年間テーマを決め、自主研修や研究を進め年度末にレポートにまとめ、結果を報告し、職員個々の資質向上に努めていることは高く評価できるものであります。なお、職員が個々の知識や技術水準、専門資格の必要性等を具体的に把握するために、職員個々の研修履歴台帳を整備することが望まれます。</p> <p>職員一人ひとりの援助技術の向上のためのスーパービジョンについては、研修委員が決められ上記のように計画的に実施されています。また、日々子どもへの援助・支援についても、担当一主任一棟代表一施設長と段階的なスーパーバイズの体制が取られています。なお、施設長は毎年2回、全職員との育成面接を実施しており、その際にも課題についての相談ができるようになっていました。さらにセクシャルハラスメントやパワーハラスメントについても研修を受けた相談窓口担当者が決められています。</p>	

8 施設の運営

(1) 運営理念、基本方針の確立と周知	第三者 評価結果
法人や施設の運営理念を明文化し、法人と施設の使命や役割が反映されている。	a
法人や施設の運営理念に基づき、適切な内容の基本方針が明文化されている。	a
運営理念や基本方針を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	a
運営理念や基本方針を子どもや保護者等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
(2) 中・長期的なビジョンと計画の策定	
施設の運営理念や基本方針の実現に向けた施設の中・長期計画が策定されている。	a
各年度の事業計画は、中・長期計画の内容を反映して策定されている。	a
事業計画を、職員等の参画のもとで策定されるとともに、実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われている。	a
事業計画を職員に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b
事業計画を子ども等に配布するとともに、十分な理解を促すための取組を行っている。	b

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

運営理念及び基本方針については法人のホームページやパンフレット、施設の事業計画、パンフレットに明記され、施設玄関にも掲示されています。職員に対しては年度当初の職員会議において配布され、施設長より説明があり、職員間での共通認識が図られています。

中・長期計画において、国の方針である「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進」に沿い、施設の小規模化と施設機能の地域分散化が実践されています。既に2棟の小規模グループホームと2箇所地域小規模児童養護施設が整備され、施設本体定員を平成26年度に定員を65名から55名に減員し、より家庭的な環境の中できめ細やかな支援が行われています。なお、中・長期計画には施設の小規模化の中での養育・支援の質の向上への取り組みや、そのための職員体制、人材育成等の目標や方向性についても明確にしていくことが望まれます。

運営理念についての保護者や子どもへの説明については十分とはいえません。保護者については面談そのものが難しい状況ですが、何らかの機会を捉え説明をするか、事業計画書や広報誌等を配布する方法で周知されることに期待します。子どもへの周知については、ある程度の説明はなされているということですが十分とはいえません。年度当初や機会あるごとに説明をすることが望まれます。なお、障害のある子どもについては、分かりやすい説明資料を作成する等の工夫が求められます。

(3) 施設長の責任とリーダーシップ	第三者 評価結果
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、専門性に裏打ちされた信念と組織内での信頼をもとにリーダーシップを発揮している。	a
施設長自ら、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行い、組織全体をリードしている。	a
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲を持ち、組織としての取組に十分な指導力を発揮している。	a
施設長は、経営や業務の効率化と改善に向けた取組に十分な指導力を発揮している。	a

(4) 経営状況の把握	
施設運営をとりまく環境を的確に把握するための取組を行っている。	a
運営状況を分析して課題を発見するとともに、改善に向けた取組を行っている。	a
外部監査(外部の専門家による監査)を実施し、その結果に基づいた運営改善が実施されている。	c
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>施設長は何事にもリーダーシップを発揮し、施設運営や業務の効率化と改善、支援の質の向上、職員 の質の向上など、何事においても施設長として積極的に取り組む姿勢が伺われます。職員研修において は、通年にわたり「心のケア講座」の講師を務められています。また、全国や九州、県内で開催される 研修会や会議等に参加して施設経営を取り巻く環境や社会的養護を巡る様々な状況・情報を把握し職員 へ周知しています。また、施設の小規模化と施設機能の地域分散化についても中・長期計画に添い取り 組まれて高い成果が出されています。</p> <p>「社会福祉法人審査基準」に定めた外部監査については実施されていませんが、財務状況、施設経営 や労務管理等について、法人が契約をする公認会計士、社会保険労務士から指導を受ける体制を持ち、 行政監査以外の専門家により、指導・助言を受ける体制は整備されています。なお、今後は定期的な外 部監査を受けることが望まれます。</p>	

(5) 人事管理の体制整備	第三者 評価結果
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な人材や人員 体制に関する具体的なプランが確立しており、それに基づいた人事管 理が実施されている。	b
客観的な基準に基づき、定期的な人事考課が行われている。	c
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善に取り組 む仕組みが構築されている。	b
職員処遇の充実を図るため、福利厚生や健康を維持するための取組を 積極的に行っている。	a
(6) 実習生の受入れ	
実習生の受入れと育成について、基本的な姿勢を明確にした体制を整 備し、効果的なプログラムを用意する等積極的な取組をしている。	a
<p>(特に評価が高い点、改善が求められる点)</p> <p>職員に対する福利厚生については、福利厚生センターへの加入や独立行政法人福祉医療機構及び熊本 県社会福祉協議会の退職共済に加入し、職員旅行やクリスマス会、新年会等への補助もあり充実してい ると認められます。また職員の悩みについては主任や各棟の部長が相談窓口になり、職員のメンタルヘル スに留意しています。</p> <p>職員の就業状況や意向把握については、職員の悩みや意向を把握するための施設長による年2回の定 期面接が実施されています。施設独自で様式を定め、業務等に対する職員の自己評価をとり、それに基づ き施設長が定期的に面接し、職員との人間関係の向上に務めていることは評価できるものです。</p> <p>人事考課は行われておりません。人材育成や公正な職員処遇の実現による職員個々の意欲の喚起や組 織の活性化のためにも、今後は考課基準を職員へ明らかにし、客観的な基準に基づいた人事考課の導入 が望まれます。</p> <p>実習生受け入れについては、実習指導者を養成し、窓口担当者も決め受け入れマニュアルに沿って受 け入れがなされています。保育士、社会福祉士、里親、教育学部学生等の多職種の実習生の受け入れが 行われています。</p>	

(7) 標準的な実施方法の確立	第三者 評価結果
養育・支援について標準的な実施方法を文書化し、職員が共通の認識 を持って行っている。	b
標準的な実施方法について、定期的に検証し、必要な見直しを施設全 体で実施できるよう仕組みを定め、検証・見直しを行っている。	b
(8) 評価と改善の取組	
施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価等、定 期的に評価を行う体制を整備し、機能させている。	a

評価の結果を分析し、施設として取り組むべき課題を明確にし、改善策や改善実施計画を立て実施している。

a

(特に評価が高い点、改善が求められる点)

養育・支援の標準的な実施方法については、「日課表」「子どもの指導指針」「暮らしのマニュアル」等に基づき実施されていますが、よりきめ細やかな養育・支援の実施のためには、例えば幼児、学童、中・高校生毎の指導目標や標準的な日課表などを定めた養護マニュアルを策定し、それに基づく養育・支援の実施が望まれます。職員の自己評価でも、本項目については低い評価結果となっています。職員による支援の標準化を図るためにも、早急なマニュアルの改訂・整備が求められます。また、マニュアルの日課表等の内容については、毎年の事業計画の策定時に検討し、必要な見直しが行われることが期待されます。

施設運営や養育・支援の内容について、自己評価、第三者評価により定期評価を行う体制が整備されています。自己評価については、毎年実施されており、実施方法としては全職員を管理部門、男子棟、女子棟、厨房部門の4グループに分け、それぞれで評価した結果を運営委員が分析・検討し、改善策を得るという手法が取られています。また、第三者評価の結果についても、次年度の事業計画の策定やマニュアルの見直し等に活用することが決められています。今後は、さらに実際に取り組まれている手順や仕組みを文書化することが望まれます。